

役員及び評議員、評議員選任解任委員
の報酬等に関する規程

社会福祉法人恵和会

社会福祉法人恵和会役員及び評議員、評議員選任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵和会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義及び報酬の範囲)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。また、以下の定める事項以外の日常の法人運営に関する報酬は定款に定めるところであり、原則無報酬である。

(理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会への出席報酬)

第3条

1. 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償、宿泊費を支払うことができる。
2. 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表2により報酬及び旅費、必要な場合は宿泊費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成21年 5月21日から施行する。

平成29年 4月 1日 改定

別表1（第3条関係）

名 称	報酬	費用弁償額	宿泊費
理事会出席報酬等	5,000 円	5,000 円	10,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円	10,000 円
評議員選任解任委員会出席報酬	5,000 円	5,000 円	10,000 円

別表2（第4条関係）

名 称	報酬（日当）	旅費	宿泊費
報酬及び旅費	2,500 円	※実費	12,000 円

※実費 原則、公共交通機関での費用とする。鉄道、航空に関しては以下に定めるとおりである。

- ・ 福岡市へ出張の場合、新幹線自由席での費用で支払う。
- ・ 福岡市までの距離未満の場合は在来線での費用を支払う。
- ・ 福岡市までの距離以上の場合、新幹線又は特急指定席の費用を支払う。
- ・ その他、在来線の使用が不可能な場合は航空運賃等の支払いを理事長が決定することができる。
- ・ 名古屋市を含む距離以上の場合、航空運賃の費用を支払う。但し、往復割引の費用を原則とする。往復割引の取得が困難な場合は別途、理事長が決定する。